

企業・事業者の皆さんへ 産業振興事業補助金制度

西美濃地域の地域産業の発展・活性化に向けて、大垣商工会議所と連携し、事業者の皆さんの取組みを支援する補助制度を設けています。ぜひ、ご活用ください。

①②については、産業振興室（☎47-8609）、③については、大垣商工会議所（☎78-9111）へお問い合わせください。

①ホームページ制作・リニューアル支援	
対象業種	製造業（西美濃3市9町に本社を有する中小企業者・事業主）
補助対象	初めて自社の日本語・外国語版HPを制作、既存のHPの全面リニューアルに係る経費 ※委託先はソフトピアジャパンエリア内の企業に限る
補助金	補助対象経費の2分の1以内 1事業者上限16万円（1か国語あたり8万円、2か国語まで）
②ソフトピアジャパンエリア小規模事業所入居支援	
対象業種	情報通信関連業（中小企業者・事業主）
補助対象	当該エリアでの起業・創業時に係る経費（①法人登記、②広告宣伝、③設備・備品購入費、④移転・入居費用） ※④は東京23区内からの移転に限る
補助金	補助対象経費の2分の1以内（1回限り） 【入居面積100㎡以上】1事業者上限20万円 ①～③の費用のうち2つを選択。各10万円 【入居面積100㎡未満】1事業者上限16万円 ①～③の費用のうち2つを選択。各8万円 ※④は入居面積にかかわらず上限5万円
③ビジネスマッチング支援	
対象業種	全業種 ※申請窓口は大垣商工会議所
補助対象	岐阜県外（国内）で開催される見本市・企業展への出展小間料およびオンライン展示会（年度内に開催終了）の登録料 ※主催者が提供する募集小間数が80小間以上に限る
補助金	補助対象経費の10分の10以内 1事業者上限16万円（1出展あたり8万円）

補助対象経費（消費税および地方消費税を除いた額）から、国・県などの補助金を差し引いた額に補助率を乗じた額が補助金額になります

お気軽にご相談ください！ 大垣ビジネスサポートセンター



同センターHP

大垣ビジネスサポートセンターは、西美濃3市9町の中小企業、個人事業主、創業希望者を対象に、強みやセールスポイントを見つけて、売上げを伸ばす方法を一緒に考え、継続してサポートを行う無料の相談所です。

平成30年7月から令和4年3月までに1,366事業所、7,038件の相談を受けました。事前予約のうえ、お気軽にお越しください。

- ❖相談時間／月～金曜日の午前9時45分～午後5時（1回60分、何度でも利用可）
※毎月1回土曜日の相談日あり。祝日、年末年始を除く
- ❖ところ／情報工房2階
- ❖支援内容／経営全般、起業・創業、販路拡大、新商品・新サービス開発、新分野進出、情報発信など
- ❖申込／大垣ビジネスサポートセンター（☎・FAX78-3988、e-mail: gaki-biz@mb.ginet.or.jp）へ ※同センターHPから申込可

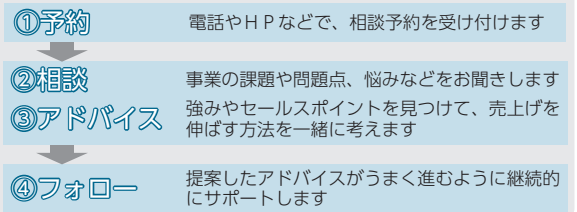


相談の様子



申込ページ

サポートの流れ



センター長からのメッセージ

地域の小規模事業者や個人事業主の方の経営相談に加え、起業・創業など新しい挑戦をお考えの方のご相談も増えています。ビジネスの始め方など、ささいなことでも、お一人で悩まずにぜひ気軽にご利用ください。



正田嗣文センター長



案内

市営清水駐車を休止します

市は、市営清水駐車場の解体工事に伴い8月31日をもって同駐車場の利用を休止します。工事完了後、平面駐車場として利用再開を予定していますので、ご理解ご協力をお願いします。詳しくは、交通政策課（☎81

-4134）へ。

水路の転落事故にご注意を！

6月から10月は、水路などの水量が増えます。次の4点に注意してください。

- ①水路に一人で行かない ②水路で遊ばない ③夜間は水路と道路の境が見えにくい ④スマホを見ながら水路に近づかない



ホを見ながら水路に近づかない
詳しくは、管理課（☎47-8526）へ。

マイナポイント申込を一時停止します

マイナポイント第2弾の申込開始に先立ち、システム保守作業のため、6月25日（土）から6月30日（木）の午前中までの期間、スマートフォンやパソコンなどを利用したマイナポイントの申込や申込状況の照会などができません。

なお、健康保険証の利用申込と公金受取口座の登録は通常どおり可能です。

詳しくは、情報企画課（☎47-8290）へ。



マイナちゃん

環境美化にご協力ください

— マナーを守り まちを美しく —

市は、市民の皆さんのご協力により、清潔で美しいまちづくりを進めています。一人一人の心がけで日ごろから美しいまちを保ちましょう。

- ▷空き缶・たばこの吸い殻などのポイ捨てはやめ、指定場所に捨てるか、持ち帰りましょう。
- ▷土地の所有者・占有者・管理者は、雑草が生い茂らないよう、定期的に草取り・清掃をしましょう。



動物を飼うときはマナーを守りましょう

▷犬のふん尿の後始末を！

放置された犬のふん尿は、誰もが不快に思うものです。犬を散歩させるときには、飼い主が必ずふん尿を始末しましょう。

▷飼い猫は室内で飼いましょう

ふん尿で周りに迷惑を掛けることを防ぐとともに、交通事故や感染症から飼い猫を守ることもつながります。

▷飼育・管理されていない野良猫のエサやりはやめましょう

飼育・管理されていない野良猫にエサを与えると、地域で猫が増加し、ふん尿などで周りに迷惑をかけることとなります。

繰り返し使われる「水」

上流で使われた水は、浄化槽や下水処理場で処理された後に川へ流され、下流の人たちが再び使います。繰り返し使われる水をできるだけ汚さないよう、私たちは注意を払わなければなりません。

排水口は、川・海への入り口

台所・トイレ・風呂などで使う生活排水は、1人1日平均250リットル。その生活排水が、川や海を汚す大きな原因となっています。台所や風呂の排水口は、川や海への入り口なのです。

水を汚さない10の工夫

- ①調理の手順を工夫し、ムダなく水を使う
- ②調理くずや食べ残しが流れないように、水切り袋などを使う
- ③食器などの油污れを拭き取ってから洗う
- ④米のとぎ汁は、最初の濃いものだけでも庭木などにまいて利用する
- ⑤油は流さず、やむを得ず捨てる場合は、新聞紙などにしみこませてごみと一緒に捨てるかコンポストなどを利用し、分解させる
- ⑥トイレは、こまめに掃除し、洗剤を使い過ぎないようにする
- ⑦入浴の際は、石けんやシャンプーなどを使い過ぎないようにする
- ⑧お風呂の残り湯は、洗濯や掃除に使う
- ⑨洗濯の洗剤・石けんは、適量を使う
- ⑩歯みがきの水はコップで、洗顔は洗面器を使う

問合せ／環境衛生課（☎47-8574）へ